

## 訪問介護重要事項説明書

<令和7年3月1日 現在 >

### 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6906-9672 (平日9時～18時まで)

担当 高井 和貴

\* ご不明な点は、お気軽に尋ねください。

### 2. ハッピーケアサービスの概要

#### (1) 事業所の名称等

事業所名	ハッピーケアサービス
所在地	東京都練馬区北町3-20-1
電話番号	03-6906-9672
FAX番号	03-6906-9673
事業者指定番号	訪問介護 (1372013282) (令和2年8月1日指定) 介護予防・日常生活支援総合事業 (13A2000886) (令和2年8月1日指定)
サービス提供地域	練馬区・板橋区
第三者評価の実施	なし

#### (2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計(常勤換算)
管理者	介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		2名
ヘルパー	介護福祉士・ヘルパー2級・ 介護職員初任者研修終了	2名	10名	12名

#### (3) サービスの提供時間帯

月～土	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
-----	---------------------	-----------------	-------------------	------------------

\* 時間帯により料金が異なります。

\* 人員により提供できない場合もあります。

\* 祝祭日は営業いたします。

電話連絡は、24時間常時可能な体制をとっています。

サービス提供は月曜日～土曜日まで可能な限り24時間対応いたします。

### 3. サービス内容

#### (1) 身体介護

食事介助	摂食困難な方への援助
通院介助	通院時の付き添い・移動等の介助
入浴(清拭)介助	入浴の際の援助(寝たきりの方への清潔の保持)
排泄介助	トイレ誘導・オムツ交換
体位変換	寝返りが困難な方への床ずれの予防
更衣介助	衣服を着替える際の援助
見守り等	日常生活など安全の為の見守り
その他	

#### (2) 生活援助

買 物	外出困難な方への買い物の代行
調 理	調理が困難な方への下ごしらえ、調理援助
掃 除	お部屋などの掃除・整理整頓
洗 灌	衣服等の洗濯
薬の受け取り	外出困難な方への薬の受け取り
その他	

#### (3) その他のサービス

介護相談	福祉・介護保険・介護サービスなど、なんでもお気軽にお尋ねください。
その他	

### 4. 料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)の1割、また一定以上所得のある方は、2割、又は3割の自己負担となります。どちらに該当するかは、介護保険負担割合証をご確認ください。尚、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。  
各料金については、料金表を参照ください。

#### (2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

#### (3) 実費(介護保険内で算定できない業務)

(例) 掃除業務などで、その掃除内容が一般的な日常生活において、行わなくとも  
健康上問題がない大がかりな大掃除等は、介護保険では算定できません。  
そのような大掃除の部分については、実費がかかります。尚、その利用料については  
有償サービスとして別途見積もりになります。

#### (4) キャンセル料

サービス実施日の前営業日の午後6時までにご連絡いただけなかった場合は、  
当該利用料金の100%のキャンセル料がかかります。

キャンセルの場合は、至急ご連絡ください。(電話03-6906-9672)

※要支援の方はキャンセル料はかかりません。

#### (5) その他

① お客様のお住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の  
費用は、お客様のご負担となります。

#### ② 料金のお支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求書を送付いたします。

お支払い方法は、口座振替または振込となります。ご契約時に必要書類にご署名捺印をお願いします。  
尚、引落日は20日となります。

確認後、領収証を発行いたします。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

※ 居宅サービス計画の作成依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1カ月前までにお申し出ください。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情がある場合(人員不足等)、猶予期間をおいてサービスを終了させていただく場合がございます。

#### ③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が施設に入所された場合、または入院等により3カ月以上サービス利用がない場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

以下の場合、お客様は即座にサービスを終了する事ができます。

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・当社が守秘義務に反した場合
- ・当社がお客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当社が破産した場合

以下の場合、当社は即座にサービスを終了する事ができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・お客様やご家族などが、当社や当社サービス従事者に対し、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合
- ・伝染病疾患により、サービス従事者、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することが出来ない場合
- ・故意の法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合

## 6. 当社の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

ヘルパーの質の向上を目指し、知識・技術面の研修・会議を実施

管理体制(記録・報告・連絡)の徹底、行政・医療機関等の連携体制の徹底

様々なニーズに対応し、安心で安全、迅速な対応と良質なサービスの提供

### (2) サービス提供のために

事 項		備 考
※ ホームヘルパーの変更	可	変更を希望される方はご相談ください。
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	毎月研修を計画しております。
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

※ ホームヘルパーの変更に関しては、ご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

### (3) 秘密保持

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、サービス担当者会議等において、利用者や当該家族の個人情報を用いる場合があります。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

### 事故発生時の対応

サービス提供時における事故が発生した場合、迅速に必要な措置を講じ、関係区等に連絡します。

## 8. サービス内容に関する苦情

- ① 当社お客さま相談・苦情担当

担当 高井 和貴 電話 03-6906-9672

- ② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区	機関名	電話番号	担当地域
練馬区	北町地域包括支援センター	3937-5577	錦・北町1～5.8・平和台
	北町はるのひ地域包括支援センター	5399-5347	氷川台・早宮・北町6.7
	田柄地域包括支援センター	3825-2590	田柄1～4・光が丘1
	光が丘地域包括支援センター	5968-4035	光が丘2.4～6・旭町・高松5-13～24番
	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	3993-1344	
板橋区	板橋区介護保険課苦情相談室	3579-2079	
	東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口	6238-0177	

## 9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 高井 和貴

- ② 介護相談員を受け入れます。

- ③ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 10. 当社の概要

名称・法人種別 合同会社 にんじんふりー  
代表者役職・氏名 代表社員 中村 晃平  
本社所在地・電話番号 東京都練馬区北町3-20-1 TEL 03-6906-9672  
定款の目的に定めた事業  
(抜粋) 1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業  
2. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業  
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業  
4. 介護保険法に基づく施設サービス事業  
5. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業  
6. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業  
7. 介護保険法に基づく介護予防支援事業  
8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

営業所数等 訪問介護 1ヵ所

## 11. その他

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 合同会社 にんじんふりー  
所在地 東京都練馬区北町3-20-1  
事業所 ハッピーケアサービス

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名